



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月24日(火) 号外(第6号)

目次

ページ

規則

- 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則(世界遺産課) 2
- 群馬県卸売市場条例施行規則を廃止する規則(ぐんまブランド推進課) 2

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同) 3
- 群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(特別支援教育課) 5

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 5
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 6
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 8

企業管理規程

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 8

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 9

■規則

群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。  
令和元年十二月二十四日

群馬県規則第三十四号

群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則

群馬県知事 山本 一太

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 群馬県立世界遺産センター(以下「センター」という。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 三月及び五月から十一月までの各月の最終の水曜日(その日が国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)

二 四月の最終の水曜日が四月二十九日又は三十日に当たらないときは、その日  
三 十二月から二月までの各月の毎週水曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)

四 十二月二十九日から同月三十一日まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第三条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第四条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 指定された展示品以外は触れないこと。
  - 二 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
  - 三 承認を得ないで模写、模造、撮影等を行わないこと。
  - 四 喫煙又は飲食をしないこと。
  - 五 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上の必要により知事が禁止した行為をしないこと。
- 2 センターの長及びその職員は、前項各号の規定に違反する者があると認めるとき又はセンターの管理上必要があると認めるときは、直ちに当該利用者に対して、必要な指示を与えることができる。

(委任)  
第五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に關し必要な事項は、知事別に定める。

附則

この規則は、群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に關する条例の施行の日から施行する。

群馬県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和元年十二月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十五号

群馬県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

群馬県卸売市場条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第九十五号)は、廃止する。  
附則  
この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

■教育委員会規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十二月二十四日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

42	43	44	45	46	47	48
43	44	45	46	47	48	49
44	45	46	47	48	49	50
45	46	47	48	49	50	51
46	47	48	49	50	51	52
47	48	49	50	51	52	
48	49	50	51	52		
49	50	51	52			
50	51	52				
51						

を  
に改

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている学校職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない学校職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

七ハの表2級の欄中

68
68
68
68
68
68
69

を

67
67
67
68
68
68

に改め、別表第十

62
62
63
63
64
64
65
65
65
65
66
66
67
67
67

を

61
62
62
62
63
63
63
64
64
64

に、

65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
66

に、

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67

を

41
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
44
45
45
45
46
46
46
46

に改める。

附則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公

布する。  
 令和元年十二月二十四日  
 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第六号  
 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正  
 (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)  
 第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
 第四十三条の二第二号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第四十四条の二第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。  
 第四十四条の七第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百十七・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に改める。  
 (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)  
 第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
 附則別表中

六七〇円	六六〇円
三四〇円	三四〇円
九四〇円	九三〇円
一、五三〇円	一、五二〇円
三一〇円	三〇〇円
九一〇円	八九〇円
一、五〇〇円	一、四九〇円
二、〇九〇円	二、〇八〇円
二八〇円	二七〇円

八七〇円	一、四七〇円	二、〇六〇円	二、六五〇円	八四〇円	一、四四〇円	二、〇三〇円	二、六二〇円	三、二一〇円	一、四一〇円	二、〇〇〇円	二、五九〇円	三、一八〇円	三、七八〇円	一、九七〇円	二、五六〇円	三、一五〇円	三、七五〇円	四、三四〇円	二、五三〇円	三、一二〇円	三、七二〇円	五、〇三〇円	五、六二〇円
------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

八六〇円	一、四五〇円	二、〇四〇円	二、六三〇円	八三〇円	一、四二〇円	二、〇一〇円	二、六〇〇円	三、一九〇円	一、三八〇円	一、九八〇円	二、五七〇円	三、一六〇円	三、七五〇円	一、九四〇円	二、五三〇円	三、一二〇円	三、七二〇円	四、三一〇円	二、五〇〇円	三、〇九〇円	三、六八〇円	四、九九〇円	五、五九〇円
------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「二四五円」を「二四六

三、八一〇円	四、四一〇円	六、〇六〇円	六、六五〇円	七、二四〇円	六、九四〇円	八、四三〇円	九、〇二〇円	九、六一〇円	一〇、二〇〇円	一〇、六五〇円	一一、二四〇円	一一、八三〇円	一二、四二〇円	一三、〇一〇円	一三、六〇〇円	一三、一九〇円	一四、五四〇円	一五、七三〇円	一六、三二〇円	一五、九一〇円	一六、五〇〇円	一七、六九〇円	一八、二八〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

三、七八〇円	四、三七〇円	六、〇二〇円	六、六一〇円	七、二〇〇円	六、八九〇円	八、三九〇円	八、九八〇円	九、五七〇円	一〇、一六〇円	一〇、六〇〇円	一一、一九〇円	一一、七八〇円	一二、三八〇円	一三、六二〇円	一三、三一〇円	一三、九〇〇円	一四、四九〇円	一五、六八〇円	一六、二七〇円	一五、八六〇円	一六、五三〇円	一七、六〇〇円	一八、一九〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

一八、八四〇円	一八、七八〇円
一九、四三〇円	一九、三八〇円
二〇、四七〇円	二〇、四一〇円
二一、〇六〇円	二一、〇〇〇円
二一、六五〇円	二一、五九〇円
二二、二四〇円	二二、一八〇円
二三、二二〇円	二三、一五〇円
二三、八一〇円	二三、七四〇円
二四、四〇〇円	二四、三四〇円
二四、九九〇円	二四、九三〇円

「円」に、「十二・二二」を「十二・四」に、「二・二二二円」を「二・三二二円」に改める。

（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）  
 第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。  
 附則第四項中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則（昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
 別表第三の伊勢崎高等特別支援学校の項の次に次のように加える。

太田特別支援学校	
知的障害	
中学部	小学部
	男女

附則  
 この規則は、令和二年一月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
 別表第八ハの表2級の欄中

38	39	40	41	41	42	42	43	43	44	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	53	54	54	55
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

55	56	56	57	57	58	58	59	59	60	60	61	61	61	62	62	62	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

37	38	38	39	39	40	40	41	42	43	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	50	51	52	53
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

54	55	56	57	57	58	58	59	59	60	60	60	60	61	61	61	62	62
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

ハの表3級の欄中

26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

25	26	26	26	27	27	27	28	28	28	28	29	30	30	31
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八ハの表2級の欄中

を

に改め、別表第八

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定

56	51	43	29	57	52	45	30	欄中	41	42	25	26
57	52	44	30	58	52	46	31	42	42	26	26	27
57	52	44	30	58	53	46	32	42	43	26	28	28
57	52	45	31	58	53	47	33	42	43	27	28	28
58	52	46	31	59	53	48	33	43	44	27	28	28
58	53	46	32	59	53	48	34	43	45	28	28	28
58	53	47	32	59	54	49	34	43	45	28	29	29
59	53	47	33	59	54	49	35	44	44	29	29	29
59	53	48	34	60	54	49	35	44	44	29	29	29
59	53	48	35	を	54	49	36	45	45	29	29	29
	54	49	36		54	49	36	45	46	29	29	30
	54	49	37		55	50	37	45	46	29	30	30
	54	49	37		55	50	38	45	47	30	30	30
	54	49	38		55	50	39	46		30	31	30
	54	49	38		55	50	40			30	31	31
	55	50	39		56	51	41			31	31	31
	55	50	39		56	51	41			31	31	31
	55	50	40		56	51	42			31	31	31
	55	50	40		56	51	42			31	31	32
	55	50	41		56	51	43					
	56	51	41		57	52	43					
	56	51	42		57	52	44					
	56	51	42		57	52	44					
	56	51	43		57	52	45					

に改める。

に改め、別表第八トの表2級の

を

に改め、別表第

を

六七〇円
三四〇円

六六〇円
三四〇円

附則別表中

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

(職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百十二・五以上百分の百八十五」を「百分の百十七・五以上百分の百九十五」に、「百分の百三十六・五以上百分の二百二十五」を「百分の百四十一・五以上百分の二百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百十二・五」を「百分の百六以上百分の百十七・五」に、「百分の百二十二以上百分の百三十六・五」を「百分の百二十七以上百分の百四十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百九十九・五」を「百分の九十四・五」に、「百分の百九・五」を「百分の百十四・五」に改める。

群馬県人事委員会規則第六号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

令和元年十二月二十四日

群馬県人事委員会委員長 森田均

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

二、五六〇円	一、九七〇円	三、七八〇円	三、一八〇円	二、五九〇円	二、〇〇〇円	一、四一〇円	三、二一〇円	二、六二〇円	二、〇三〇円	一、四四〇円	八四〇円	二、六五〇円	二、〇六〇円	一、四七〇円	八七〇円	二八〇円	二、〇九〇円	一、五〇〇円	九一〇円	三一〇円	一、五三〇円	九四〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	------	------	--------	--------	------	------	--------	------

二、五三〇円	一、九四〇円	三、七五〇円	三、一六〇円	二、五七〇円	一、九八〇円	一、三八〇円	三、一九〇円	二、六〇〇円	二、〇一〇円	一、四二〇円	八三〇円	二、六三〇円	二、〇四〇円	一、四五〇円	八六〇円	二七〇円	二、〇八〇円	一、四九〇円	八九〇円	三〇〇円	一、五二〇円	九三〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	------	------	--------	--------	------	------	--------	------

一三、三六〇円	一三、六七〇円	一二、四二〇円	一一、八三〇円	一一、二四〇円	一〇、六五〇円	一〇、二〇〇円	九、六一〇円	九、〇二〇円	八、四三〇円	六、九四〇円	七、二四〇円	六、六五〇円	六、〇六〇円	四、四一〇円	三、八一〇円	五、六二〇円	五、〇三〇円	三、七二〇円	三、一二〇円	二、五三〇円	四、三四〇円	三、七五〇円	三、一五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

一三、三一〇円	一三、六二〇円	一二、三八〇円	一一、七九〇円	一一、一九〇円	一〇、六〇〇円	一〇、一六〇円	九、五七〇円	八、九八〇円	八、三九〇円	六、八九〇円	七、二〇〇円	六、六一〇円	六、〇二〇円	四、三七〇円	三、七八〇円	五、五九〇円	四、九九〇円	三、六八〇円	三、〇九〇円	二、五〇〇円	四、三一〇円	三、七二〇円	三、一二〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「一四五円」を「一四六

一三、九五〇円
一四、五四〇円
一五、七一〇円
一六、三〇〇円
一五、九九〇円
一六、五八〇円
一七、六六〇円
一八、二五〇円
一八、八四〇円
一九、四三〇円
二〇、四七〇円
二一、〇六〇円
二一、六五〇円
二二、二四〇円
二三、二二〇円
二三、八一〇円
二四、四〇〇円
二四、九九〇円

一三、九〇〇円
一四、四九〇円
一五、六五〇円
一六、二五〇円
一五、九四〇円
一六、五三〇円
一七、六〇〇円
一八、一九〇円
一八、七八〇円
一九、三八〇円
二〇、四一〇円
二一、〇〇〇円
二一、五九〇円
二二、一八〇円
二三、一五〇円
二三、七四〇円
二四、三四〇円
二四、九三〇円

「円」に、「十二・二」を「十二・四」に、「二・二二円」を「二・三一円」に改める。

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年群馬県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十五」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十九条の七第一項の規定及び第三条の規定による改正後の職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十二月二十四日  
群馬県人事委員会委員長 森 田 均

**群馬県人事委員会規則第七号**

**群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年群馬県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会の定める家畜伝染病」に改める。

2 条例第二十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、獣医師のうち、給与条例第八条の規定により給料の調整額を受給する職員及び手当の額が月額をもって定められている特殊勤務手当を受給する職員とする。

附則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年十一月一日から適用する。

**企業管理規程**

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和元年十二月二十四日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松 島 賢 治

**群馬県企業管理規程第三号**

**群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程**

群馬県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第一号中「月額一万二千元」を「月額一万六千元」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改め、同条第四項中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分



の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項及び第四項の改正規定並びに附則第四項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第十六条第二項第一号の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第六条第一項及び第四項の改正規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)以後において改正後の同条の規定による住居手当の月額が改正前の同条の規定による住居手当の月額に達しないこととなる職員の住居手当の月額は、一部施行日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の同条の規定にかかわらず、改正後の同条の規定による住居手当の月額に、当該額と改正前の同条の規定による住居手当の月額の差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

- 一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで 四分の三
- 二 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで 四分の二
- 三 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで 四分の一

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第一号中「月額一万二千元」を「月額一万六千元」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改め、同条第四項中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。  
第三十条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項及び第四項の改正規定並びに附則第四項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第三十条第二項第一号の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第十一条第一項及び第四項の改正規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)以後において改正後の同条の規定による住居手当の月額が改正前の同条の規定による住居手当の月額に達しないこととなる職員の住居手当の月額は、一部施行日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の同条の規定にかかわらず、改正後の同条の規定による住居手当の月額に、当該額と改正前の同条の規定による住居手当の月額の差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

- 一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで 四分の三
- 二 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで 四分の二
- 三 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで 四分の一

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---